



# 自然災害鑑定士



## に聞いてみた

### 豪雨や落雷による住宅被害も火災保険でバッチリ補償

契約内容にもよりますが、火災保険は色々なものが補償される万能な保険であることをご存知でしょうか。建物への被害だけでなく、加入時に家財も補償対象として指定しておけば、万が一のときも安心です。

「火災被害だけじゃないの!?!」

と思っている方も多いと思いますが、台風や竜巻、豪雨、大雨によって引き起こされる土砂被害などの自然災害で受けた被害も、実は補償の対象になります。

火災保険では何が補償されるのか。ここで改めて確認したいと思います。みなさんが想像されるのは名前からも分かる「火災」です。失火によるものはもちろん、放火や隣家で起きた火事の火が燃え移ったもらい火などによる含めた火災被害全般が補償の対象となります。近いものだと、ガス関連の事故で生じた被害も補償されます。例えばガス漏れが原因で起こる爆発やスプレー缶の破裂による事故などです。おそらくここまで多くの方がご存じなのではないでしょうか。

意外と知られていないのが、自然災害による被害です。まずは風や雪、雹(ひょう)ですが、これらは全て補償対象になります。よく勘違いされるのが霰(あられ)で、一見すると雹と同じように見えます。違うのは大きさで、雹は直径5mm以上、霰は直径5mm未満の氷の粒をそれぞれ差します。補償の対象はあくまでも前者ですので、粒の小さい霰による被害は補償の対象外となります。

また、滅多なことでは起こりませんが、落雷による被害も火災保険によって補償されます。ただし、家財が補償対象となっている場合でも、例えばパソコンのように本体は補償されても、中のデータは補償対象外となるようなケースもあるので注意が必要です。

最近は、過去に類を見ないような豪雨や大雨が頻発し、全国に甚大な被害をもたらしていますが、その際に引き起こされる洪水や土砂崩れなどによる住宅被害も、補償対象となります。ただし、水災の場合は補償に一定の基準が設けられていることが多いので、契約内容についてはきちんと確認しておく必要があります。例えば建物本体の価格の30%以上の損害があったと判断されると、補償対象外となることがあります。この場合、1,500万円の住宅は損害額が900万円を超えると保険金がおりません。また、居住部分が床上浸水したり、地盤から45cm以上の浸水が発生した場合なども、補償対象外となることがあります。

補償の範囲はどの保険に加入するかによって変わってきます。例えばもっともシンプルな「住宅火災保険」に加入した場合、補償範囲はかなり限定されます。前述した中では、水災などは対象外となることが多いようです。



自然災害が頻発する昨今、火災保険の契約内容の見直しは急務

もし補償範囲を広げたいのであれば、「住宅総合保険」に加入した方が良いでしょう。こちらであれば、水災被害も補償されますし、水道管の破裂による水漏れや盗難被害なども補償対象になります。また、色々な補償が求められるようになっていることから、最近は保険各社とも、補償内容を選べる商品を取り扱っています。こちらであれば、費用を見ながら必要なものだけを選べますので、みなさんの生活スタイルに合った保険に入ることができます。

最後に実例を紹介したいと思います。4年前の8月に広島県で発生した記録的な豪雨は、土砂災害をはじめ、県内各地に甚大な被害をもたらしました。Aさんのお宅も屋根が損傷を受けたほか、雨漏りが発生して室内も被害を受けました。修理のために地元業者に見積りを取ったところ、その額は65万円。払えない額ではないものの、臨時に出していく金額としては少なくありません。そこで保険関係に詳しい知り合いの不動産業者に相談したところ、火災保険に加入していれば、契約内容によって保険金で修理ができるかもしれないアドバイスされました。早速、契約書を確認したところ、雨による住宅被害もちゃんと補償対象になっていました。結果、Aさんは自己負担なしで、家を修理することができたそうです。

豪雨や落雷による住宅被害も  
火災保険を使って修理可能



今の時代、いつどんな自然災害が発生するか分かりません。有事に備えて、加入されている火災保険の契約内容を改めて確認してみてはいかがでしょうか。

《監修／自然災害鑑定士》

◆『住生活新聞』2018年12月号(030号)より